

現場代理人、技術者についての継続雇用の確認について

平成17年度より現場代理人、技術者については、契約日において3ヶ月以上継続雇用している方の配置を契約締結の要件としています。

* 確認の方法

契約時に次に掲げる継続雇用の確認が出来るいずれかの書類の写しを提出してください。

1. 監理技術者証
(契約日前3ヶ月以内に発行された場合は、それ以前のものの写しも添付してください)
2. 健康保険被保険者証
3. 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
4. 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
5. 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
6. その他公的機関の発行した書類で継続雇用の確認ができるもの

なお、1～6の書類が提出できない場合は、国民健康保険被保険者証及び源泉徴収票の写し、並びに税務関係資料の調査承諾書を提出してください。

※コピーする際には、本人の氏名、生年月日、資格取得年月日等の就職年月日のわかる部分、事業所の所在地・名称以外の項目は必要ありませんので、その他の項目は黒塗りした上で提出してください。

問い合わせ先 金沢市総務局監理課
TEL220-2101